【日本経済新聞掲載名】Gプラス

明治安田アセットマネジメント

作成基準日 : 2023年 3月10日 資料作成日 : 2023年 3月13日

グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)

追加型投信/内外/資産複合



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出し ています。

ファンド概況

【概要】

設定日	2004年7月28日		
信託期間	2004年7月28日から2023年4月5日まで(繰上償還)		
決算日	毎月10日		
	(休業日の場合は翌営業日)		
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照		

【基準価額および純資産総額】

	第222期	第223期
	2023年2月10日	2023年3月10日
基準価額(円)	9,002	9,069
純資産総額(百万円)	1,085	1,046

【信託財産の状況】

	第222期	第223期
	2023年2月10日	2023年3月10日
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	64.6%	_
明治安田TOPIXマザーファンド	34.9%	_
株式先物	_	_
金銭信託等その他	0.5%	100.0%
슴計	100.0%	100.0%

[※] 上記比率は純資産総額に対する割合

※ 資金流出等により、「金銭信託等その他」欄の数値がマイナスになる場合があります。

【基準価額の騰落率】

	ファンド
1カ月前比	0.80%
3カ月前比	△1.22%
6カ月前比	△3.40%
1年前比	3.72%
3年前比	16.92%
設定来	76.72%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準 価額で算出しています。なお、騰落率の 計算は決算日ベースです。

【分配金の宝績】

決算期	第214期	第215期	第216期	第217期	第218期	第219期	第220期	第221期	第222期	第223期	設定来
決算月	'22年6月	'22年7月	'22年8月	'22年9月	'22年10月	'22年11月	'22年12月	'23年1月	'23年2月	'23年3月	累計
毎月の分配	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3,655
プラスα(年4回)	0			0			0			0	2,255
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5,910

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。



作成基準日 : 2023年 3月10日 資料作成日 : 2023年 3月13日

【日本経済新聞掲載名】Gプラス

グローバル・インカム・プラス(毎月分配型) 追加型投信/内外/資産複合

市場動向・運用経過・今後の投資方針等について

<市場動向>

第223期の外国債券市況は、米国で長期金利は2月中旬に小売売上高やCPI(消費者物価指数)、下旬にはPCE(個人消費支出)デフレーターが市場予想を上回り、利上げ長期化観測が高まる中、上昇基調となりました。欧州(ドイツ)で長期金利は市場予想を上回る欧州域内物価関連の経済指標などを背景に、利上げの長期化観測が高まったことや、米国金利の上昇に連動して上昇しました。為替相場において米ドルは米国において市場予想を上回る経済指標が相次ぎ利上げの長期化観測が高まる中、上昇基調となりました。ユーロは市場予想を上回る欧州域内物価関連の経済指標などを背景に、利上げの長期化観測が高まったことや、米ドルの上昇に連動して上昇しました。国内株式相場は2月はもみ合いとなりましたが、3月に入ると円安の進行から上昇しました。期末には米国の利上げ再加速に対する懸念などから反落しました。

<運用経過>

繰上償還決定後マザーファンドの売却を実施し、安定運用に切り替えました。

<今後の投資方針>

繰上償還へ向けた対応を行います。

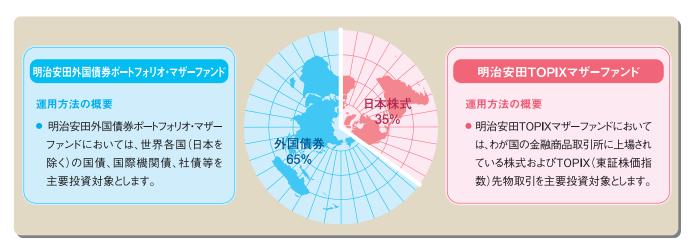
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)は、日本を除く世界の債券およびわが国 の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン(利息収益等)の確保とともに信託財産 の成長を目指します。

ファンドの特色

- ◆明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田TOPIXマザーファンドを主要投資対象とします。
- ◆ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 65%、明治安田TOPIXマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比 率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入 調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。



◆実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

ファンドのしくみ・

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、 お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主とし てマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組み です。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

ファンドの目的・特色

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの運用の特色

- ●外国債券運用においては、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
 - ※FTSE世界国債インデックスに採用されている国(構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。)を主な投資対象国としますが、常に投資対象国すべてに投資するものではありません。
 - ※FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLCが有しています。なお、FTSE Fixed Income LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ●信用リスクの低減を図るため、原則として取得時において A 格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ●各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配 分比率およびデュレーションの調整を行います。

明治安田TOPIXマザーファンドの運用の特色

- ●国内株式運用においてはTOPIX(東証株価指数)の動きに連動する投資成果を目標と して運用を行います。
- ■TOPIX(東証株価指数)構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れ を行います。また、運用の効率化を図るため、TOPIX先物取引を行う場合があります。
 - ※TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社 J P X総研又は株式会社 J P X総研の関連会社(以下「J P X 」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利は J P Xが有します。 J P X は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、 J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

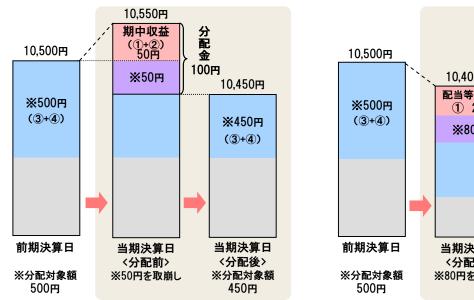
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》 分配金 投資信託の純資産

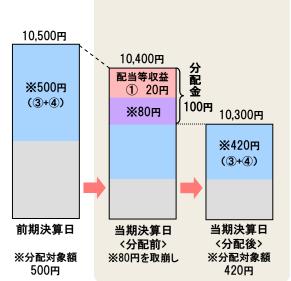
- *上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。
- ▶分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超え て支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することに なります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)

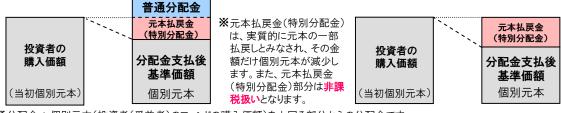




- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 - *上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。
- ▶投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券(公社債等)など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

主な変動要因

■株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用 度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中 金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下 落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

[※]基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- ●投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の 基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

手続•手数料等

お申込みメモ

購	入	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせ下さい。
購	入	価	額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購	入	代	金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換	金	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせ下さい。
換	金	価	額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換	金	代	金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申	込 締	切時	間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購申	入 · 込 7	3/	金日	
換	金	制	限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
	入·換金 中止及			金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信	託	期	間	2004年7月28日から2023年4月5日(繰上償還)
繰	上	償	還	委託会社は、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決	算	Į	日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収	益	分	配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコースおよびコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信	託 金	限度	額	1,000億円
公			告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運	用執	员 告	書	1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課	税	関	係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

手続•手数料等

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、2.75%(税抜2.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額 とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支 払いいただきます。

信託財産留保額ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの純資産総額に対し、年1.32%(税抜1.2%)の率を乗じて得た額がファン ドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。な お、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

〈内訳〉

#J/\	料率(年率) [各販売会社の純資産額に応じて]								
配分	100 億円以下の 部分	100 億円超 250 億円以下の部分	250 億円超 500 億円以下の部分	500 億円超 の部分					
委託会社	0.583% (税抜 0.53%)	0.528% (税抜 0.48%)	0.506% (税抜 0.46%)	0.473% (税抜 0.43%)					
販売会社	0.671% (税抜 0.61%)	0.726% (税抜 0.66%)	0.748% (税抜 0.68%)	0.781% (税抜 0.71%)					
受託会社	0.066%(税抜 0.06%)								
合計	1.32%(税抜 1.2%)								

<内容>

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・ 手 数 料

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として、監査法人に年0.0055%(税抜 0.005%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数 料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資 産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信 託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等 を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変 更される場合があります。

[※]当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示する ことができません。

手続•手数料等

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合が あります。

		時 期	項目	税金
		分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
扌	负金	(解約) 時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細 につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- ●委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社 ファンドの運用の指図等を行います。
- ●受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- ●販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

■お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

				加入協会			
	登録番号	日本証券業協会	日本投資顧問業協会一般社団法人	第二種金融商品取引業協会一般社団法人	金融先物取引業協会一般社団法人	日本商品先物取引協会	備考
登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	0			0		*
登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	0					*
登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	0					
登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	0			0		*
登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	0			0		*
登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0			0		
金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	0					
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	0					*
金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	0					*
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	0	
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0		
	登録金融機関 登録金融機関 登録金融機関 登録金融機関 登録金融機関 登録金融機関 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者 金融商品取引業者	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 章録金融機関 東海財務局長(登金)第19号 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 金融商品取引業者 東海財務局長(登金)第10号 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第128号 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第128号 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第195号 金融商品取引業者 以東財務局長(金商)第195号	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 ○	日本	登録番号 本般 投社団 理社	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第19号 登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第128号 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第128号 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第195号 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第195号 金融商品取引業者 財東財務局長(金商)第195号

^{*} 現在、新規の販売を停止しております。

投資信託ご購入時の注意事項

- ●ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社 よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、 ご自身でご判断ください。
- ●投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- ●投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ●投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額 のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売 買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- ●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリン グ・オフ)の適用はありません。
- ●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象 ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象で はありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- ●当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメ ント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ●当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、 資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- ●当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆 あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、 実質的な投資成果を示すものではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を 保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787 (営業日の午前9:00~午後5:00) ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/